

安曇野市教育委員会告示第 号

安曇野市特別支援教育就学奨励費支給要綱(平成 17 年安曇野市教育委員会告示第 15 号)の一部を次のように改正する。

平成 年 月 日

安曇野市教育委員会
委員長

第 1 条中「特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和 29 年法律第 144 号)の趣旨を更に推進するため」を削り、「及び中学校の特別支援学級に就学する児童又は」を「又は中学校に就学する児童若しくは生徒のうち、学校教育法施行令(昭和 28 年政令第 340 号)第 22 条の 3 に規定する障害の程度に該当する児童若しくは」に改め、「同じ。)」の次に「又は市立の小学校若しくは中学校の特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の保護者等」を加え、「同法第 2 条第 1 項の規定により市が支弁する経費以外の経費に対する」を削る。

第 2 条第 7 号及び第 8 号を次のように改める。

- (7) 通学用品購入費 児童又は生徒(新たに入学する児童又は生徒を除く。)が通学のため通常必要とする通学用品の購入費
- (8) 新入学児童生徒学用品購入費 小学校又は中学校に、新たに入学する児童若しくは生徒が通常必要とする学用品の購入費

第 2 条に次の 1 号を加える。

- (9) 新入学児童生徒通学用品購入費 小学校又は中学校に、新たに入学する児童若しくは生徒が通常必要とする通学用品の購入費

第 3 条第 1 号中「及び新入学児童生徒学用品費」を「、新入学児童生徒学用品費及び新入学児童生徒通学用品費」に改める。

附 則

この告示は、平成 25 年 月 日から施行する。